

## 第3 認知症にやさしい地域づくり

### 1 認知症の人とその家族への支援

国が2015年1月に策定した「認知症施策推進総合戦略（新オレンジプラン）」によると、2025年には認知症高齢者は、高齢者の約5人に1人に達すると推計されており、誰もが認知症になり、認知症の人の介護者となる可能性があります。

認知症は、本人や家族をはじめ周囲の人々が正しく理解し、進行に合わせた対応を行うことで、認知症の状態悪化を遅らせ、認知症の人の生活の質を維持・改善させることが可能です。

県では、認知症は誰にとっても身近なものであることを社会全体で理解し、認知症の人の意思が尊重され、できる限り住み慣れた地域で、正しい理解や適切な支援のあるよい環境のもと、自分らしく暮らし続けることができる社会の実現を目指します。

#### (1) 認知症の人の視点に立った社会の認知症への理解促進

##### 【現状と課題】

- ▶ 県内の認知症高齢者（要介護（支援）認定者数のうち日常生活自立度Ⅱ以上の者）は、10.4万人と推計されます（2017年4月1日時点）。
- ▶ 2015年10月に内閣府が実施した「認知症に関する世論調査」によると、「認知症になると、身の回りのことができなくなり、介護施設に入ってサポートを利用することが必要」と回答したのは全体の36パーセントと、認知症に対する正しい理解が必ずしも十分とはいえない状況にあります。
- ▶ 認知症に対する誤解や偏見をなくし、認知症の症状や認知症の人の気持ちを理解することは、認知症の予防や病院・診療所への早期受診・早期発見、適切なケアによる症状の緩和、さらには地域で暮らす認知症の人への支援につながります。
- ▶ 認知症への理解が乏しいことから、病院・診療所への受診が遅くなり、認知症の発見や対応の遅れによる状態の悪化、不適切なケアによる抑うつ、暴力、徘徊等の行動・心理症状（BPSD）が出現する場合もあり、介護者の負担が増大します。
- ▶ 全国レベルでは、2014年10月に認知症の本人や支援者による「日本認知症ワーキンググループ（JDWG）」（2017年9月から「一般社団法人日本認知症本人ワーキンググループ」）が発足し、また、本県でも、2015年度に開催した「若年性認知症フォーラム」において初めて認知症の本人に自らの体験を語っていただくなど、認知症への社会の理解を深める取組は広まっていますが、今後も、認知症の正しい理解普及に向けた取組をさらに進めていく必要があります。
- ▶ 認知症に関する正しい知識と理解を持って、地域や職域で認知症の人やその家族を支える認知症サポーターは281,132人（2017年9月末）が養成されています。また、認知症サポーター養成講座の講師役のキャラバン・メイトは、2,982人が養成されています。
- ▶ 認知症サポーター、キャラバン・メイトは量的な増加は図られていますが、認知症高齢者等を支える活動につながっていません。また、キャラバン・メイトとしての活動が一部の人のにとどまっているなどの課題が見られます。

- ▶ 認知症サポーターやこどもサポーターの拡大を図るとともに、養成された認知症サポーターやキャラバン・メイトが地域や職域の様々な場面での活躍できるよう支援取組が必要とされます。

#### 【市町の施策の方向性】

- ▶ 認知症施策の企画、立案等に、認知症の人や家族の視点を反映させるため、認知症の人や家族の課題とニーズの把握に努め、認知症の人や家族の視点に立った施策の総合的な展開を図ります。
- ▶ 認知症に対する理解を促進するため、認知症の人やその家族との意見交換会など、認知症の本人が自ら思いを発信し、地域の関係者や住民等がその思いを聞く場の設置を推進します。
- ▶ 認知症サポーター養成講座で講師の役割を担う認知症キャラバンメイトの活動を支援します。
- ▶ 認知症サポーターが地域や職域で認知症の人と家族を支えることができるよう、認知症サポーターのステップアップ講座等を通じて、認知症サポーターの活動の促進に取り組みます。

#### 【県の施策・支援策の方向性】

- ▶ 認知症の人や家族、認知症施策の関係機関・団体、学識経験者等で構成する分野横断的な会議を開催し、本人や家族の視点に立った施策の総合的な展開を図ります。
- ▶ 県民の認知症に対する理解促進を図るため、地域住民、医療や介護等の関係者、企業、団体等が一体となった普及啓発を行います。
- ▶ 市町における認知症サポーターの養成を促進するため、キャラバン・メイトを計画的に養成するとともに、キャラバン・メイト活動の活性化を図ります。

#### 【具体的な取組】

- ▶ 認知症の理解促進と普及啓発を推進するため、認知症の本人や県民が参加する普及啓発のフォーラム等を開催します。
- ▶ 住民への認知症の正しい理解の普及と認知症の人と家族を支える地域づくりを推進するため、認知症の人と家族の会静岡県支部と協働して、街頭キャンペーンの実施や、RUN伴に参加します。
- ▶ 認知症サポーターの養成を促進するため、計画的なキャラバン・メイト養成研修とあわせて、キャラバン・メイト活動の活性化を目的とするフォローアップ研修を実施します。
- ▶ 地域で認知症の人と家族を支える取組を促進するため、認知症の人と家族を直接支援する認知症サポーターの活動や見守りネットワーク等の先進事例について、市町に情報提供します。

## 【数値目標】

指標	現状値	目標値
認知症サポーター養成数	累計267,612人	累計360,000人

## 「RUN伴」～認知症の人と伴走できる社会を目指して～

「RUN伴（ランとも）」は、認知症になっても安心して暮らせる町を目指して、認知症の人や家族、支援者、一般の人が少しづつリレーをしながらタスキをつないで全国を縦断する認知症啓発イベントです。

「RUN伴」の「とも」には、伴走できる社会を目指す伴走の「伴」、フレンドシップ（友達）の「友」、そして認知症の方が安心して暮らせる明日（TOMORROW）の「トモ」の3つの意味が込められています。

県は、平成28年度から、認知症の本人やご家族、介護事業所、病院関係者、企業など様々な方と参加し、県庁前でタスキをつないでいます。

地域に暮らす人たちが出会い、喜びや達成感を共有することで、お互いがもっと知り合い、認知症についてそれぞれが自分ごととして考える。そんな「RUN伴」に皆さんも一緒に参加してみませんか？



## (2) 認知症の人と家族が暮らしやすい環境の整備

### 【現状と課題】

- ▶ 認知症の人は環境の変化に敏感であることから、住み慣れた地域でのよい環境のもとで、安心して暮らし続けるようにすることが重要です。
- ▶ 認知症が原因で、徘徊等による行方不明や、消費者被害、車の運転による事故など、生活上の混乱や周囲とのトラブルが生じるケースも見られます。
- ▶ 平成28年度に認知症による行方不明者として静岡県警察本部に届出を受理された方は172人おり、地域での見守り体制の充実や見守りネットワークの全県的な連携体制の構築が課題となっています。
- ▶ 高齢者の事故を防ぐため75歳以上のドライバーの認知機能検査を強化する改正道路交通法の施行により、認知症の診断を受け、自動車運転免許を返納する高齢者の増加が見込まれることから、外出や買い物などの移動が困難な高齢者が増えています。
- ▶ 市町では、生活支援サービスの開発等を行う生活支援コーディネーターを配置し、高齢者の生活支援サービスの体制整備を推進していますが、移動支援の取組が進まないことが課題となっています。
- ▶ 市町は、医療や介護サービス、地域の支援機関の連携を図るための支援や、認知症の人と家族を支援する相談業務等を行う認知症地域支援推進員を配置し、認知症カフェなど認知症の人や家族の支援体制の構築を行っています。
- ▶ 認知症の人と家族が、地域住民や専門家と情報を共有し、お互いを理解し合う認知症カフェは、24市町94か所設置されていますが（2017年4月時点）、認知症高齢者の増加に対応した認知症カフェの拡大、県民への周知、運営スタッフの負担等が課題となっています。
- ▶ 認知症高齢者の暮らしを支えるためには、医療、介護等の専門職のほか、弁護士、警察、消防などの機関や企業、住民組織等が連携を強化する必要がありますが、市町の取組に温度差があることから、市町の取組状況を把握し、必要な支援策を講ずる必要があります。
- ▶ 認知症の人を介護する家族からの要望を受けて、2010年度に本県が全国に先駆けて作成した「介護マーク」は、県政インターネットモニターアンケート（2017年10月実施）では、「意味も含めて知っている」のは全体の36.5%、介護マーク普及協力事業所は1,000事業所（2017年3月時点）と、未だに十分に普及されておらず、更なる普及が必要です。

### 【市町の施策の方向性】

- ▶ 認知症の人と家族が地域で安心して暮らしていくため、家事支援や配食サービス、徘徊・見守りネットワークなど生活の支援（ソフト面）、生活しやすい環境（ハード面）の整備、就労・社会参加支援及び安全確保の取組を推進します。
- ▶ 高齢者の総合相談窓口である地域包括支援センターの機能を強化し、相談体制の充実を図ります。
- ▶ 認知症地域支援推進員の配置を進め、認知症の人と家族を支援する体制の構築に取り組みます。
- ▶ 認知症カフェの設置を進め、認知症の人の交流や介護者の負担軽減を図ります。

**【県の施策・支援策の方向性】**

- ▶見守りや移動支援などの生活支援について、関係機関・団体や庁内関係部局と連携を図り、課題の共有や解決策の検討等を行い、地域における生活支援体制の強化を支援します。
- ▶市町の見守りネットワークの全県的な連携体制の構築を図ります。
- ▶認知症地域支援推進員の活動事例の共有化やネットワーク構築等により、活動を支援し、認知症の人と家族が暮らしやすい環境の整備を促進します。
- ▶認知症カフェの好事例の共有化、県民への情報提供等を通じて、市町における認知症カフェの設置を促進するとともに、認知症の人や家族が認知症カフェを利用しやすい環境づくりに取り組みます。
- ▶認知症の人等を介護する家族等の介護負担を軽減するため、「介護マーク」の一層の普及に取り組みます。

**【具体的な取組】**

- ▶市町が地域ケア会議や協議体を通じて、認知症の人の生活課題を把握し、必要なサービスの創出を支援するため、地域ケア会議活用促進研修や生活支援コーディネーター養成研修を実施します。
- ▶生活支援コーディネーターを対象に、地域で展開されている様々な生活支援サービス提供団体の現場体験を実施します。
- ▶市町の「地域包括支援センター」等の相談窓口や認知症介護の経験者等が同じ立場、仲間の立場で相談に対応する「認知症コールセンター」について県民に情報提供を行います。
- ▶認知症カフェの設置や、認知症の人や家族の利用を促進するため、県内の認知症カフェの活動状況や好事例等についてホームページ等を通じて、広く情報提供を行います。
- ▶「介護マーク」の普及を推進するため、普及協力事業所の増加を図るとともに、各種の広報媒体を活用した周知活動を展開します。

**【数値目標】**

指標	現状値	目標値
認知症カフェ設置数	94か所	221か所
認知症コールセンター・若年性認知症相談窓口の相談件数	283件	500件



## 誰もが自分らしく「ケアラズカフェ」(川根本町地域包括支援センター)

「ケアラズカフェ」は、ケアラー（家族の介護や看護などをする人）が気軽に集まって、“ほっ”と一息つける場所をつくろうと、町営温泉施設を拠点に、2015年から始められました。

話相手ボランティアや介護者の会が中心になって、週1回程度、歌や紙芝居などのレクリエーション、保健師による健康チェックなどを実施しています。

当初は、介護者のリフレッシュや高齢者の閉じこもり、認知症予防などが目的でしたが、今では子育て中の母親や障害のある方など、誰もが気軽に立ち寄ることができ、楽しくワイワイとおしゃべりしたり、食事を楽しんだりする場となっています。

この取組は、2017年度の厚生労働省の「健康寿命を延ばそう！アワード（介護予防・高齢者生活支援分野）」で厚生労働省老健局長優良賞を受賞しました。



## 認知症コールセンター

認知症の人や家族に対しては、認知症の各ステージで、認知症の知識や介護技術の面だけでなく、精神面も含めた様々な支援が重要です。このため、認知症介護の経験者等が、同じ立場、仲間の立場で相談対応するコールセンターを設置し、認知症の人や家族が気軽に相談できる体制を整備しています。

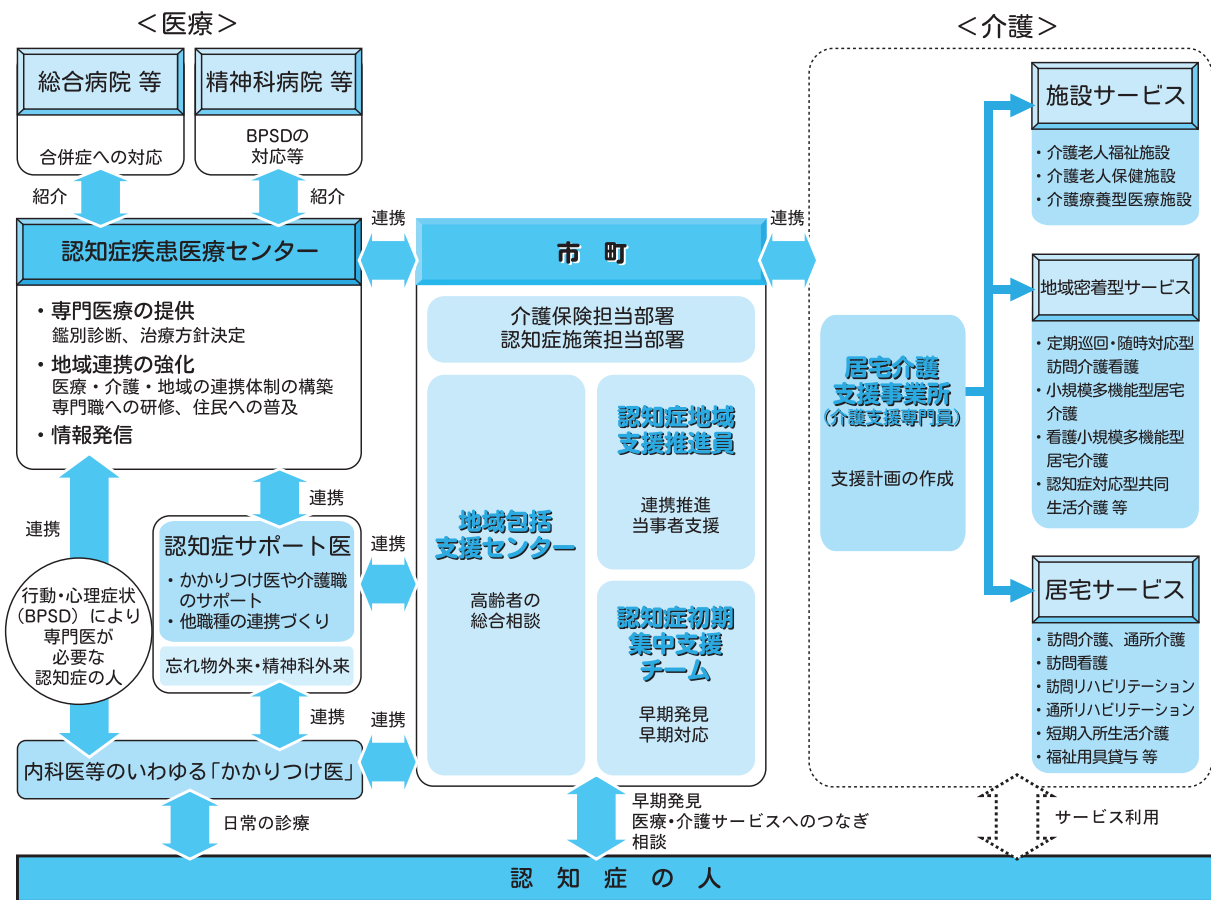
- 相談窓口 富士市フィランセ
- 相談受付日時 週3日（月、木、土曜日） 10：00～15：00  
（祝祭日及び年末年始を除く）
- 相談員 各日2名（認知症の人と家族の会静岡県支部の会員）
- 電話番号 0545-64-9042

## 2 状態に応じた適時・適切な支援体制の構築

認知症は早期に発見し、適切な治療や介護を行うことにより、進行を遅らせたり、症状を軽減することができます。また、認知症は状態に応じて、必要とされるサービスが異なることから、在宅で生活する高齢者等に対して、適時・適切に切れ目なく医療・介護等が提供される支援体制の構築が必要です。

認知症の早期発見、早期対応を軸として、本人の意思を尊重した医療・介護等が連携し、認知症の状態の変化に応じて適時・適切に切れ目なく、そのときの状態にもっともふさわしい場所で提供される仕組みの実現を図ります。

<図1：認知症に関する医療・介護提供体制>



### (1) 早期発見、早期対応の体制づくり

#### 【現状と課題】

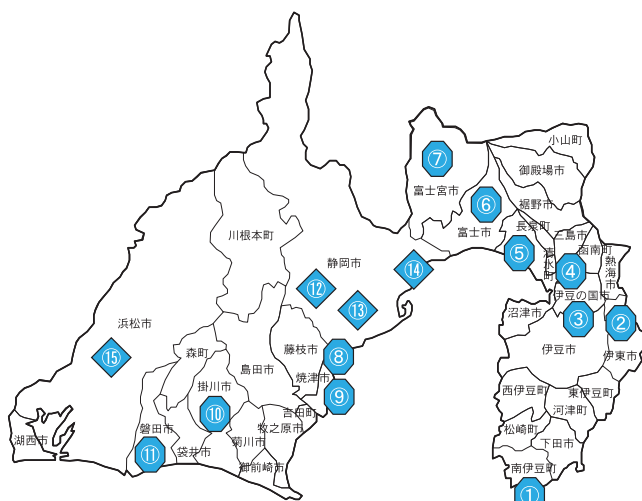
- ▶ 認知症の早期発見、早期対応に向けて、2006年度からかかりつけ医を対象とした認知症対応力向上研修を実施するとともに、かかりつけ医の相談役等の役割を担う認知症サポート医を養成してきました。
- ▶ かかりつけ医や介護専門職をサポートするとともに、地域包括支援センターを中心とした多職種連携の推進役である認知症サポート医は、2016年度で全ての市町に配置されましたが、その配置には地域偏在があるとともに、認知症サポート医としての活動に地域差や個人差があるなどの課題があります。
- ▶ 認知症の初期段階で専門職が認知症の人や家族に関わり、認知症サポート医等と連携し

ながら、医療・介護サービスにつなげる認知症初期集中支援チームは、2018年4月から全ての市町において稼働します。認知症初期集中支援チームは、専門職の確保等の理由から、地域包括支援センターが兼務している場合が多く、在宅で暮らす高齢者の増加が見込まれる中で、認知症初期集中支援チームの体制や機能の強化が課題となっています。

- ▶ 認知症の詳細な診断（鑑別診断）や住民等からの医療相談等に対応するとともに、地域の医療と介護の連携拠点として、2010年度から認知症疾患医療センターの指定に取り組み、2017年度に全ての高齢者保健福祉圏域に設置されました。今後は、認知症疾患医療センターを圏域の拠点とした医療及び介護等の支援体制の構築が必要となります。

<図2：県内の認知症疾患医療センターの整備状況>

県指定 ● 政令市指定 ◆



	圏域	類型	医療機関名	初回指定日
①	賀茂	地域型	医療法人辰五会 ふれあい南伊豆ホスピタル	2016.12.1
②	熱海 伊東	地域型	公益社団法人地域医療 振興協会伊東市民病院	2017.2.1
③	駿東 田方	地域型	N T T 東日本伊豆病院	2010.10.1
④		地域型	独立行政法人国立病院 機構静岡医療センター	2017.4.1
⑤		地域型	ふれあい沼津ホスピタル	2017.10.1
⑥	富士	地域型	公益財団法人復康会 鷹岡病院	2013.10.1 2013.10.1
⑦		連携型	東静岡脳神経センター	2017.11.1
⑧	志太 榛原	地域型	焼津市立総合病院	2017.4.1
⑨		連携型	医療法人社団峻凌会 やきつべの径診療所	2017.6.1
⑩	中東遠	地域型	中東遠総合医療センター	2012.1.1
⑪		地域型	磐田市立総合病院	2017.2.1
⑫	静岡	地域型	静岡てんかん・神経 医療センター	2014.2.1
⑬		地域型	溝口病院	2015.10.1
⑭		地域型	静岡市立清水病院	2016.10.1
⑮	西部	基幹型	総合病院聖隷 三方原病院	2013.7.22

- ▶ 認知症の早期発見や医療提供施設における適切な認知症ケアを目的として、歯科医師、薬剤師、看護職員、一般病院勤務の医療従事者を対象とした認知症対応力向上研修を実施しています。
- ▶ さらに、介護現場において、良質な認知症介護を担う人材を確保するため、認知症介護指導者、実践者及びリーダーの養成研修、認知症ケアを提供する事業所の開設者や管理者の研修、小規模多機能型サービスの計画作成担当者の研修、新任の介護職員等の基礎研修を実施しています。
- ▶ 認知症の人と家族からの相談や、医療提供施設や介護サービス等の支援機関の連携の調整等を行う認知症地域支援推進員は、2018年4月から全ての市町において配置されます。



- ▶ 認知症地域支援推進員は、市町行政や地域包括支援センターに兼務で配置される場合が多く、推進員としての活動に時間が取れないことや、本務の所属の理解や協力が得られにくい等の問題があり、活動のための環境整備が課題となっています。
- ▶ 認知症に関わる専門職が、認知症の人の生活状況や症状、更には本人の思いを共有して、認知症の人の生活を支えることが重要であることから、2017年度に認知症の人と家族、専門職が情報を共有する認知症連携パス「ふじのくにささえあい手帳」を作成し、普及を図っています。

### 【市町の施策の方向性】

- ▶ 認知症疾患医療センターをはじめ病院・診療所、介護サービス事業者、認知症地域支援推進員等と連携して、早期診断・早期対応に向けた医療・介護連携体制の充実を図ります。
- ▶ 認知症初期集中支援チームとかかりつけ医等との円滑な連携支援体制の構築に取り組みます。
- ▶ 地域において認知症ケアに携わる医療・介護・福祉等の人材育成に取り組みます。

### 【県の施策・支援策の方向性】

- ▶ 認知症の早期発見、早期対応に向けて、かかりつけ医、歯科医師、薬剤師等の認知症対応力の向上を促進します。
- ▶ かかりつけ医の認知症の対応力の向上と、地域における連携を推進するため、認知症サポート医の養成を進めるとともに、認知症サポート医の活動を支援します。
- ▶ 病院での身体合併症への早期対応と認知症の適切なケアを促進するため、病院で勤務する看護職員やリハビリテーション専門職等の認知症対応力の向上を促進します。
- ▶ 認知症疾患医療センターの運営を支援し、地域における認知症疾患の保健医療水準の向上を図ります。
- ▶ 認知症の人の状態に応じた適切なサービスが提供されるように、介護サービスに関わる職員等を対象に認知症介護に関する知識や技術習得のための研修を実施し、認知症の人に対する介護サービスの質の向上を図ります。
- ▶ 認知症の人と家族、医療や介護の専門職等との情報共有を推進するため、認知症連携パス「ふじのくに“ささえあい”手帳」の全県普及を図ります。
- ▶ 市町の認知症初期集中支援チームや認知症地域支援推進員の活動が効果的に取り組まれている事例の共有や相互の情報交換の場を設けるとともに、関係団体との調整を図るなど市町の取組を支援します。

### 【具体的な取組】

- ▶ 医療従事者の認知症への対応力向上のため、引き続き、かかりつけ医、歯科医師、薬剤師、看護職員、病院で勤務するリハビリテーション専門職等を対象とする認知症対応力向上研修を実施します。
- ▶ 認知症に係る多職種連携を強化するため、認知症サポート医の養成を進めるとともに、認知症サポート医のリーダーを養成し、活動支援のための研修を実施します。
- ▶ 認知症疾患医療センターが認知症サポート医のリーダーと連携して、出張相談等により

地域に出向き、認知症の早期発見、早期対応につなげる体制づくりを支援します。

- ▶ 認知症疾患医療センターと認知症サポート医が中心となって、「ふじのくに“ささえあい”手帳」活用のための検討会を開催するなど、地域における専門職の連携強化の取組を支援します。
- ▶ 市町の認知症初期集中支援チームのチーム員や認知症地域支援推進員のネットワークの構築を図ることにより、効果的な活動につなげるため、相互の連絡会を実施します。

## (2) 継続的な支援

### 【現状と課題】

- ▶ 認知症は、状態に応じて必要とされるサービスが異なることから、医療、介護・福祉、地域が連携し、適時・適切に切れ目なく支援される体制づくりが重要です。
- ▶ 認知症の人が、可能な限り住み慣れた自宅又は地域で生活を継続するようにするためには、小規模多機能型居宅介護や定期巡回・随時対応サービス等の地域密着型サービスの充実が必要です。
- ▶ また、認知症高齢者を高齢の配偶者が介護したり、認知症高齢者を介護している配偶者が認知症となるなど、世帯として支援が必要な高齢者夫婦のみ世帯等への対応が課題となっています。
- ▶ さらに、認知症高齢者等の増加に伴い、成年後見制度の必要性が高まっていますが、後見人となる人材の不足が見込まれることから、弁護士等の専門職後見人に加え、市民後見人の養成や活動支援に取り組む必要があります。

### 【市町の施策の方向性】

- ▶ 認知症の人の住み慣れた地域での生活を支えるため、小規模多機能型居宅介護をはじめ地域密着型サービスの計画的な整備を進めます。
- ▶ 成年後見制度の利用の促進に関する法律等に基づき、制度の利用の促進のため、市町計画の策定や市民後見人の養成、権利擁護支援のための地域連携ネットワークやその中核となる機関の設置などに取り組めます。

### 【県の施策・支援策の方向性】

- ▶ 認知症疾患医療センターと認知症サポート医のリーダーが中心となって、地域で認知症の人や家族を支援する体制づくりを進めます。
- ▶ 認知症の人の住み慣れた地域での生活を支えるため、市町が行う定期巡回・随時対応型訪問介護看護、小規模多機能型居宅介護、看護小規模多機能型居宅介護等の地域密着型サービスの整備を支援します。
- ▶ 認知症の人に対する適切なケアが行われるよう、介護職員等の認知症に対する正しい理解や介護技術の取得を促進します。
- ▶ 単独で成年後見実施機関を設置することが困難な市町に対して、広域的な協議の場を提供するなど実施機関の広域設置に向けた取組を支援します。
- ▶ 認知症等の理由で判断能力が十分でない方が、地域で安心して自立した生活を送れるようにするため、福祉サービスの情報提供や助言、手続きの援助などを行います。

**【具体的な取組】**

- ▶ 認知症介護サービスの質の確保及び向上のため、地域密着型サービスの指定や指導等を行う市町に対し、必要な助言等を行います。
- ▶ 介護初任者が認知症介護に関する基礎的な知識を取得するための研修を実施します。
- ▶ 認知症介護を行う事業所の管理者や指導的立場にある職員に対する研修を実施します。
- ▶ 成年後見実施機関の設置を推進するため、各市町の取組状況を確認しつつ、市民後見人養成研修の広域での実施などについて、市町間の調整を図ります。
- ▶ 地域連携ネットワークやその中核となる機関の設置に向け、弁護士、司法書士、社会福祉士などの専門職と市町、社会福祉協議会などの関係機関の連携を図るため、家庭裁判所の協力を得て、広域的な協議会を開催します。
- ▶ 成年後見制度の理解を促進するため、福祉関係者等を対象とする研修を実施します。
- ▶ 静岡県社会福祉協議会と連携し、福祉サービスの利用援助や日常の金銭管理などを行う日常生活自立支援事業を実施します。

**(3) 認知症の予防****【現状と課題】**

- ▶ 認知症は、加齢、遺伝性のもの、高血圧、糖尿病、喫煙、頭部外傷、難聴等が危険因子であり、一方、運動、食事、余暇活動、社会参加、認知訓練、活発な精神活動等が防御因子とされています。
- ▶ 認知症の発症予防については、運動、口腔機能の向上、栄養改善、社会交流、趣味活動など日常生活における取組が認知機能低下の予防につながる可能性が高いことから、市町による、地域の実情に応じた予防の取組を推進していく必要があります。
- ▶ 住民が早期に認知症予防に取り組むよう、市町で認知症予防教室等が実施されています。
- ▶ 県は、市町や地域包括支援センター等で認知症予防に従事する者の資質の向上を目的とした研修会や講演会等を開催しています。

**【市町の施策の方向性】**

- ▶ 認知症予防にあたっては、まずは、認知症を正しく理解することが必要であることから、認知症の普及啓発に積極的に取り組みます。
- ▶ 住民主体の介護予防の通いの場の設置を推進し、住民が継続的に認知症予防に取り組むことのできる環境づくりを進めます。
- ▶ 認知機能低下予防の取組を実施し、生活習慣の改善、健康づくり等、認知症予防につながる生活習慣病予防の取組を推進します。

**【県の施策・支援策の方向性】**

- ▶ 市町等で実施する認知症予防に関する取組の情報を収集し、効果的な事例等の共有化を図ります。
- ▶ 市町において、認知症の予防事業が効果的に実施されるよう、市町職員や地域包括支援センター職員等の資質の向上を図ります。
- ▶ 認知症予防につながる「高齢期になる以前からの生活習慣病予防の重要性」について県

民への周知を図ります。

- ▶ 口腔機能の低下が認知症の発症に影響することから、オーラルフレイル（口腔機能が低下した状態）について、県民の理解促進を図ります。
- ▶ リハビリテーション専門職団体、歯科医師会、栄養士会等と連携して、住民主体の通いの場への専門職の関わりを推進します。

**【具体的な取組】**

- ▶ 市町における認知症予防の強化を図るため、市町や地域包括支援センターなど認知症予防事業に従事する者を対象とした研修会や講習会等を開催します。
- ▶ ふじ33プログラム実践教室の開催等により、生活習慣病予防を図ります。
- ▶ 減塩行動の推進のため、減塩55プログラムを展開します。
- ▶ 口腔保健支援センターと連携し、口腔機能低下（オーラルフレイル）とその影響について、県民への啓発を行います。
- ▶ 地域ケア会議への管理栄養士や歯科衛生士などの参加を促進し、摂食・嚥下機能の維持・向上による認知症予防に取り組みます。

**【数値目標】**

指標		現状値	目標値
認知症サポート医数		175人	276人
医療職向け	かかりつけ医	814人	1,717人
認知症対応	歯科医師	84人	536人
力向上研修 の受講者数	看護職員（指導者層）	—（H29開始）	361人
	薬剤師	99人	1,139人
認知症介護指導者数		31人	37人
認知症介護実践者数		3,070人	5,304人

※「2 状態に応じた適時・適切な支援体制の構築」に共通の数値目標

## 認知症連携パス『ふじのくに“ささえあい”手帳』

認知症の人や家族が、住み慣れた地域で安心して暮らし続けるためには、認知症の方に関わる医療や介護の専門職が、本人の生活状況や症状、さらには本人の思いを共有して、認知症の方の生活を支えることが重要です。

静岡県では、2016年度に、静岡県医師会と協力して、認知症の人と家族、医療や介護の専門職が情報を共有する認知症連携パス『ふじのくに“ささえあい”手帳』を作成し、病院・診療所、介護事業者、市町等の協力を得て、全県での普及を図っています。



## 介護マーク

県では、認知症の人と家族の会とのタウンミーティング（意見交換会）において、「外出先で付き添う際に、周囲から誤解や偏見を受けられることがあるため、介護していることがわかるようなマークを作ってほしい。」という要望が寄せられたのを機に、全国で初めて介護マークを作成し、2011年から県内の市町等で配布しています。また、このマークは、2018年1月1日現在、全国512市区町村に広まっています。



### ○活用例

- ・ 外出先で夫が認知症の妻のトイレに付き添うとき
- ・ 男性介護者が妻の下着を購入するとき
- ・ 介護していることを周囲にさりげなく知ってもらいたいとき



### 3 若年性認知症施策の推進

若年性認知症は、65歳未満で発症する認知症であり、いわゆる働き盛りで発症することから、就労、日常生活への影響などの課題が生じ、高齢期の認知症とは異なる対応が必要とされます。

また、認知症は高齢者特有の疾患であるという誤解から、本人や周囲の気づきが遅く、病院・診療所の受診が遅れがちになるとともに、周囲から誤解を受けやすいなどの問題があります。

若年性認知症の正しい理解の普及とともに、居場所づくり、就労や社会参加支援等の様々な分野にわたる支援を総合的に推進していきます。

#### 【現状と課題】

- ▶若年性認知症は、2009年3月の厚生労働省の調査では、人口10万人あたりの有病率が47.6人とされ、これを本県にあてはめると、約1,000人余と推計されます。
- ▶県が2014年度に実施した若年性認知症実態調査では、①若年性認知症に対する理解不足、②相談・支援体制が不十分、③病院・診療所の情報・連携が不足、④居場所づくりや発症後の就労支援の不足が課題として明らかになりました。
- ▶これを受けて、県では、2015年度に「ふじのくに若年性認知症支援ガイドブック」を作成配布、2016年7月から「静岡県若年性認知症相談窓口」を開設し、若年性認知症支援コーディネーターを配置するなど、若年性認知症に対する理解促進や普及啓発、相談支援を行っています。
- ▶県民の若年性認知症に対する理解を促進するとともに、若年性認知症の人の就労や社会参加を継続できる環境整備が必要となります。

#### 【施策の方向性】

- ▶若年性認知症に対する県民の正しい知識の普及啓発を図ります。
- ▶若年性認知症の人の視点に立った施策を展開するため、本人や家族の課題とニーズの把握に努めます。
- ▶若年性認知症の人や家族が周囲の支援を受けながら、安心して暮らしていくため、認知症の人と家族の会、市町、地域包括支援センターと協力し、若年性認知症の理解促進と普及啓発を推進します。
- ▶若年性認知症の人や家族からの相談支援体制の充実を図るため、若年性認知症相談窓口の若年性認知症支援コーディネーターを中心に、市町、地域包括支援センター、関係機関のネットワークの強化を図ります。
- ▶若年性認知症の人と家族が孤立しないよう、身近な地域で集うことのできる居場所づくりを支援します。
- ▶若年性認知症の人が発症後も継続して就労できるよう、企業等の理解を促進します。
- ▶若年性認知症の特性を理解した介護サービスの提供が十分ではないことから、利用者の希望と状態に応じたサービスの提供体制の充実に努めます。

#### 【具体的な取組】

- ▶若年性認知症の人や家族の課題やニーズを把握するため、本人や家族との意見交換会を開催します。

- ▶ 若年性認知症の理解促進と普及啓発を推進するため、若年性認知症の本人が自らの言葉で語る姿を発信するフォーラム等を開催します。
- ▶ 若年性認知症の人と家族が必要な支援につながるように、「静岡県若年性認知症相談窓口」の更なる周知を図ります。
- ▶ 若年性認知症の人の就労や社会参加を促進するため、若年性認知症の人の交流の場となる居場所（仕事の場）の設置を支援し、先進的な取組の普及を図ります。

## 【数値目標】

指標	現状値	目標値
若年性認知症の人の相談の場設置数	33か所	54か所

## 若年性認知症相談窓口

65歳未満で発症する若年性認知症は、いわゆる働き盛りで発症するため、仕事や家事に支障が生じるなど、高齢者とは異なる経済上・日常生活上の問題が生じます。このため、若年性認知症支援コーディネーターが、医療、福祉、就労等の総合的な支援を行う相談体制を整備しています。

- 相談窓口 静岡県総合社会福祉会館シズウエル4階
- 相談受付日時 週3日（月、水、金曜日） 9：00～16：00  
（祝祭日及び年末年始を除く）
- 相談員 各日1名（若年性認知症支援コーディネーター）
- 電話番号 054-252-9881